

騒音に係る環境基準

地域の区分及び類型	道路に面する地域以外の地域				道路に面する地域		特例
	AA	A	B	C	A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	
基準値	昼間	50デシベル以下	55デシベル以下	55デシベル以下	60デシベル以下	65デシベル以下	70デシベル以下 ※45デシベル以下
	夜間	40デシベル以下	45デシベル以下	45デシベル以下	50デシベル以下	55デシベル以下	65デシベル以下 ※40デシベル以下
該当地域	該当なし	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域			
達成期間	環境基準の施行後直ちに達成され、又は維持されるよう努めるものとする。				既設の道路に面する地域については、環境基準の施行後10年以内を目途として達成され、又は維持されるよう努めるものとする。 ただし、幹線交通を担う道路に面する地域であって、道路交通量が多くその達成が著しく困難な地域については、10年を超える期間で可及的速やかに達成されるよう努めるものとする。 道路に面する地域以外の土地が、環境基準が施行された日以降計画された道路の設置によって新たに道路に面することとなった場合にあっては上記にかかわらず当該道路の併用後直ちに達成され又は維持されるよう努めるものとする。		
備考	<p>(1) 地域の類型 A A：療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域 A：専ら住居の用に供される地域 B：主として住居の用に供される地域 C：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域</p> <p>(2) 時間の区分 昼間：午前6時から午後10時まで 夜間：午後10時から午前6時まで</p> <p>(3) ※は屋内へ透過する騒音に係る基準（個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、この基準によることができる。）</p> <p>(4) この環境基準は、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しない。</p> <p>(5) 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。 ・高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道は4車線以上の区間） ・一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路</p>						

平成18年度版 環境白書より



社団法人 全国道路標識・標示業協会
愛知県協会

■お問合せ先

〒460-0008 名古屋市中区栄五丁目19番31号
T&Mビル2階

TEL (052) 241-4515
FAX (052) 252-8156
E-mail : zen-ai@syd.odn.ne.jp

<http://www.ansinmichiaichi.jp>

遮音壁で

静かな街づくり

私たちは快適さを求められる都市空間に
様々な環境づくりのための、ご提案をしています。



社団法人 全国道路標識・標示業協会
愛知県協会 遮音壁部会

<http://ansinmichiaichi.jp>

E-mail : zen-ai@syd.odn.ne.jp / TEL(052)241-4515

静かな街づくりへの提案

A
大型遮音壁
高層ビルに対応する

C
先端改良型遮音壁
橋梁部等、大型遮音壁が
設置困難な場所に対応する

B
透光型遮音壁
交差部の視認性向上

D
低層タイプ
遮音壁

道路周辺の地域住民にとって自動車騒音は改善してもらいたい生活環境です。特に夜間騒音の低減に関しては国が社会資本整備の中で重点目標にしているほどです。遮音壁の設置は騒音低減に大きな効果があり、その必要性を認知されています。当協会では、用途に応じて様々な遮音壁の設置をご提案いたしております。

橋梁部の遮音壁に関しては平成16年10月に発刊しました愛知県建設部編集による
橋梁部遮音壁標準図面集(案)
をご参考下さい。



遮音壁の種類と用途

様々な遮音壁の設置で街の環境を車の騒音から守るための、お手伝いをしています。



A 高規格道路などの遮音壁

設置例：伊勢湾岸自動車道



設置例：名古屋瀬戸道路



設置例：衣浦豊田道路



環境基準値（騒音に係わる環境基準・本紙裏面参照）確保のため遮音壁の高さを決定しているが高規格道路など大型の遮音壁が比較的多い。



B 透光型の遮音壁

設置例：県道名古屋岡崎線



交差道路等の視距改良及び日照の確保、ドライバーの圧迫感緩和のために透明の板面を利用した遮音壁。おもに高架道路部の西及び北側また、交差点部などに使用する。

設置例：猿投グリーンロード



C 先端改良型遮音壁

設置例：東名阪自動車道



道路の構造上、大型遮音壁の設置不可能な場所に於いて上部に特殊な消音装置を設置した遮音壁。大型遮音壁と同等の機能を持たせる遮音壁で高架橋道路などに設置している。



愛知県環境白書により規定されている騒音レベルは地域・時間帯により異なります。

低層遮音壁とは

低層遮音壁とは、都市内の一般道路周辺における騒音低減を主に目的として歩車道境界付近（および中央分離帯付近）に設置される（車道面から）高さ1～1.5m程度の遮音壁。

沿道住居（1階に限る）および歩行空間における道路交通騒音の低減を目的としている。

低層遮音壁の設置で
快適な生活を車の騒音から守るための
お手伝いをしています。

D 一般道路周辺の遮音壁

歩車道境界への設置例

ガードパイプ添加式



金属板+透光板



歩車道境界への設置例

ガードパイプ添加式



視認性が良い透光板（逆乗り入れ部・交差点部）



歩車道境界への設置例

独立式



金属板



視認性の良い透光板

中央分離帯への設置例

ガードレール添加式



金属板



ガードレール添加タイプ、ガードパイプ添加タイプ等、現場のニーズに合わせたタイプを提案致します。